

社会福祉法人みんなの輪
役員及び評議員及び顧問の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みんなの輪（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 顧問とは、定款第24条に規定する顧問をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び顧問に対して支給する報酬等は、役員及び顧問に対して、職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会及び評議員会に出席した場合においては、就業規則に準じて休日の振替を行う。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定めた通り、無報酬とする。

- 2 全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間24万円以内とする。
- 4 役員等及び顧問の報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 役員等及び顧問の報酬は、年1回または月額払いとして支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等及び顧問の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等及び顧問がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年12月27日から施行する。

この規程は、平成22年12月25日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は平成29年6月10日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1 役員等の報酬の額（第4条第4項関係）

役職名	報 酬 の 額
評 議 員	無報酬
常 勤 役 員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）
非常勤役員 理事長	年額 1, 200, 000円（月額 100, 000円）
非常勤役員 理事	年額 120, 000円（月額 10, 000円） 但し、理事長事故により、職務を代行した場合は月割りで理事長報酬額を支給
監 事	年額 120, 000円（月額 10, 000円）
顧 問	年額 120, 000円（月額 10, 000円）

*備考 事情により、任期半ばで交代した場合は、月割りで報酬を支給する。

別表第2 費用（第7条第1項関係）

事 項	費 用 弁 償 額	
	理 事 / 顧 問	評 議 員
会議等への出席	費用弁償なし	3, 000円／1回
県内外への出張	法人職員旅費規程に定める額	
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額	